

健康リスク総合専門委員会（第11回）における指摘事項及び対応

	指摘事項	対応	該当箇所
1. 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの見直しについて			
1	<ul style="list-style-type: none"> 大気中で容易に化学反応する物質について、反応により有害性の低い物質に変化するものに限られるよう、表現を修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、「大気中において有害性の低い物質に容易に変化する物質」との表記に修正した。 	資料4-1【p3】
2. 優先取組物質の見直しについて			
2	<ul style="list-style-type: none"> 2-ブロモプロパン及びベンゾトリクロライドの2物質について、優先取組物質への選定の判断に当たり、その取扱いの違いについて整理した上で議論すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、2-ブロモプロパン及びベンゾトリクロライドの2物質を優先取組物質に含める場合と除外する場合の取扱いの違いについて、参考資料1のとおり整理を行った。 	参考資料1
3. 有害大気汚染物質の今後の排出抑制のための対策のあり方について			
3	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境モニタリングを効率的に実施できるよう、大気濃度シミュレーションを有効に活用することを記載した方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、国の取組について、「また、P R T R データを活用した大気濃度シミュレーションの実施等により、モニタリングの効率化を検討する。」との記述を追加した。 	資料4-1【p20、p23】
4	<ul style="list-style-type: none"> 有害大気汚染物質対策について、他の化学物質関連施策との整合性も考慮すべきではないか。 国際的な観点からも取組を推進するよう追記をすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘を踏まえ、国の取組について、「A、B及びC分類物質に該当するものは、今後集積される科学的知見を踏まえ、他の化学物質関連施策との整合性を図りつつ、定期的に見直しが必要である。」「また、有害大気汚染物質対策の推進に当たっては、諸外国の有害大気汚染物質対策の動向等を今後とも十分注視していくとともに、我が国の取組を内外に広く周知させていく必要がある。」との記述を追加した。 	資料4-1【p24】